

報告第 54 号

佐賀県市町教育委員会連合会規約の改正について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 31 年 2 月 28 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

平成 31 年 1 月に開催された佐賀県教育委員会連合会臨時役員会において、別紙のとおり規約が改正されたため報告する。

佐賀県市町教育委員会連合会規約

名 称

第1条 本会は、佐賀県市町教育委員会連合会（以下「連合会」という）と称する

目 的

第2条 連合会は、教育基本法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨に則り、県内市町教育委員会相互の緊密な連絡協調を図り、民主的教育行政の確立と伸長を図ることを目的とする。

組 織

第3条 連合会は、各市町教育委員会をもって組織する。

事 業

第4条 連合会は、第2条目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 教育行政に関し、市町教育委員会相互の連絡調整を図ること。
- (2) 関係官公署その他に対する請願・陳情に関すること。
- (3) 教育関係の調査・統計及び研修に関すること。
- (4) その他目的達成に必要なこと。

役 員

第5条 連合会に会長1名、副会長3名、常任理事5名、理事11名・監事2名、教育長代表3名を置く。

役員を選出

第6条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 役員のうち、会長・副会長1名は教長連役員より選出する。
- (2) 役員のうち、副会長2名・監事は輪番制とし、理事の中から選出する。（別表による）
- (3) 常任理事は、各地区（旧教育事務所）より1名選出する。
- (4) 理事は、各市町の教育長職務代理人（委員代表）を充てる。

役員の仕事

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、連合会の会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、予め決められた順序によりその職務を代行する。
- (3) 役員は、役員会を構成し重要会務を審議する。
- (4) 常任理事は、緊急会務の処理にあたる。
- (5) 監事は、連合会の会計を監査する。

役員の仕事

第8条 役員の仕事は2年とし、再選を妨げない。ただし、補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、仕事が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

会 議

第9条 連合会の会議は、役員会・総会とする。

- 2 役員会は、5月・8月・11月に開催することを原則とする。会長が必要に応じてこれを招集し、総会は、毎年7月に開くほか、会長が必要と認めたときに開催する。

役員会の構成および職務

第10条 役員会は、会長・副会長・常任理事・教育長代表をもって構成し、緊急な場合において総会に代わり議決することができる。

総会の構成および議決事項

第 11 条 総会は、市町教育委員全員（新教育長を含む）をもって構成し次の事項について議決する。

- (1) 会の予算及び決算に関すること。
- (2) 事業計画の決定及び各種報告に関すること。
- (3) 規約の改廃に関すること。
- (4) その他特に重要事項に関すること。

会議の定数および議決の方法

第 12 条 総会は、その構成員の半数以上のものが出席しなければ開くことができない。ただし、総会に出席することができないものは、予め書面で他の者に委任し、表決することができる。

- 2 前項の会議の議事は、出席している者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

会の経費

第 13 条 連合会の経費は、負担金その他の収入をもってあてる。

- 2 負担金は、各市町教育委員会の負担とする。

事務局および職員

第 14 条 連合会の事務局は、佐賀市教育委員会に置き、職員 1 名を置く。

会計年度

第 15 条 連合会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

別 表

年 度	会 長・副会長 1 名	副会長	副会長	監 事	監 事
平成 3 0 ・ 3 1	教長連役員より	三 神	佐 城	東 松	杵 西
平成 3 2 ・ 3 3	教長連役員より	佐 城	東 松	杵 西	藤 津
平成 3 4 ・ 3 5	教長連役員より	東 松	杵 西	藤 津	三 神
平成 3 6 ・ 3 7	教長連役員より	杵 西	藤 津	三 神	佐 城
平成 3 8 ・ 3 9	教長連役員より	藤 津	三 神	佐 城	東 松

附則 この規約は、昭和 31 年 10 月 1 日から施行する。

本会は、全国及び九州地区市町村教育委員会連合会に加入する。

附則 この改正規約は、昭和 4 0 年 1 月 2 0 日から施行する。

附則 この改正規約は、平成 3 年 7 月 5 日から施行する。

附則 この改正規約は、平成 1 8 年 7 月 3 日から施行する。

附則 この改正規約は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改正規約は、平成 2 7 年 5 月 2 7 日から施行する。

附則 この改正規約は、平成 2 8 年 5 月 3 0 日から施行する。

附則 この改正規約は、平成 3 0 年 7 月 2 日から施行する。

附則 この改正規約は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

佐賀県市町教育委員会連合会規約新旧対照表

旧	新																																																																								
<p>役員 第5条 連合会に会長1名、副会長2名、常任理事5名、理事10名・監事2名 教育長代表5名を置く。</p> <p>役員選出 第6条 役員選出は、次のとおりとする (1) 役員のうち、会長・副会長・監事は輪番制とし、理事の中から選出する。(別表による)</p>	<p>第5条 連合会に会長1名、副会長3名、常任理事5名、理事11名・監事2名、教育長代表3名を置く。</p> <p>(1) 役員のうち、会長・副会長1名は教長連役員より選出する。 (2) 役員のうち、副会長2名・監事は輪番制とし、理事の中から選出する。(別表による)</p>																																																																								
別表	別表																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>会 長</th> <th>副会長</th> <th>副会長</th> <th>監 事</th> <th>監 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28・29</td> <td>杵 西</td> <td>藤 津</td> <td>三 神</td> <td>佐 城</td> <td>東 松</td> </tr> <tr> <td>平成30・31</td> <td>藤 津</td> <td>三 神</td> <td>佐 城</td> <td>東 松</td> <td>杵 西</td> </tr> <tr> <td>平成32・33</td> <td>三 神</td> <td>佐 城</td> <td>東 松</td> <td>杵 西</td> <td>藤 津</td> </tr> <tr> <td>平成34・35</td> <td>佐 城</td> <td>東 松</td> <td>杵 西</td> <td>藤 津</td> <td>三 神</td> </tr> <tr> <td>平成36・37</td> <td>東 松</td> <td>杵 西</td> <td>藤 津</td> <td>三 神</td> <td>佐 城</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	会 長	副会長	副会長	監 事	監 事	平成28・29	杵 西	藤 津	三 神	佐 城	東 松	平成30・31	藤 津	三 神	佐 城	東 松	杵 西	平成32・33	三 神	佐 城	東 松	杵 西	藤 津	平成34・35	佐 城	東 松	杵 西	藤 津	三 神	平成36・37	東 松	杵 西	藤 津	三 神	佐 城	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>会 長・副会長1名</th> <th>副会長</th> <th>副会長</th> <th>監 事</th> <th>監 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30・31</td> <td>教長連役員より</td> <td>三 神</td> <td>佐 城</td> <td>東 松</td> <td>杵 西</td> </tr> <tr> <td>平成32・33</td> <td>教長連役員より</td> <td>佐 城</td> <td>東 松</td> <td>杵 西</td> <td>藤 津</td> </tr> <tr> <td>平成34・35</td> <td>教長連役員より</td> <td>東 松</td> <td>杵 西</td> <td>藤 津</td> <td>三 神</td> </tr> <tr> <td>平成36・37</td> <td>教長連役員より</td> <td>杵 西</td> <td>藤 津</td> <td>三 神</td> <td>佐 城</td> </tr> <tr> <td>平成38・39</td> <td>教長連役員より</td> <td>藤 津</td> <td>三 神</td> <td>佐 城</td> <td>東 松</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	会 長・副会長1名	副会長	副会長	監 事	監 事	平成30・31	教長連役員より	三 神	佐 城	東 松	杵 西	平成32・33	教長連役員より	佐 城	東 松	杵 西	藤 津	平成34・35	教長連役員より	東 松	杵 西	藤 津	三 神	平成36・37	教長連役員より	杵 西	藤 津	三 神	佐 城	平成38・39	教長連役員より	藤 津	三 神	佐 城	東 松
年 度	会 長	副会長	副会長	監 事	監 事																																																																				
平成28・29	杵 西	藤 津	三 神	佐 城	東 松																																																																				
平成30・31	藤 津	三 神	佐 城	東 松	杵 西																																																																				
平成32・33	三 神	佐 城	東 松	杵 西	藤 津																																																																				
平成34・35	佐 城	東 松	杵 西	藤 津	三 神																																																																				
平成36・37	東 松	杵 西	藤 津	三 神	佐 城																																																																				
年 度	会 長・副会長1名	副会長	副会長	監 事	監 事																																																																				
平成30・31	教長連役員より	三 神	佐 城	東 松	杵 西																																																																				
平成32・33	教長連役員より	佐 城	東 松	杵 西	藤 津																																																																				
平成34・35	教長連役員より	東 松	杵 西	藤 津	三 神																																																																				
平成36・37	教長連役員より	杵 西	藤 津	三 神	佐 城																																																																				
平成38・39	教長連役員より	藤 津	三 神	佐 城	東 松																																																																				
附則	この改正規約は、平成31年4月1日から施行する。																																																																								

佐賀県市町教育委員会連合会・佐賀県市町教育長会連合会役職担当地区割一覧表

佐賀県市町教育委員会連合会						佐賀県市町教育長会連合会		
年	会 長	副会長	監 事 2	定期総会 議 長 団	現地研修 当番地区	定期総会 (春 秋) 議 長 団	監 事 2	発表地区
16			東松・杵西	杵西・藤津	東 松	杵西・藤津	杵西・藤津	
17			藤津・三神	三神・佐城	佐城(小城市)	三神・佐城	三神・佐城	三神・佐城
18	杵 西	藤津・三神	佐城・東松	東松・杵西	三神(鳥栖市)	藤津・杵西	藤津・杵西	杵西・東松
19	杵 西	藤津・三神	佐城・東松	藤津・三神	藤津(鹿島市)	東松・三神	東松・三神	藤津・三神
20	藤 津	三神・佐城	東松・杵西	佐城・東松	杵西(江北・ 大町・武雄市)	佐城・東松	佐城・東松	佐城・杵西
21	藤 津	三神・佐城	東松・杵西	杵西・藤津	東松(唐津市・ 玄海町)	杵西・藤津	杵西・藤津	東松・藤津
22	三 神	佐城・東松	杵西・藤津	三神・佐城	佐城(佐賀市)	三神・佐城	三神・佐城	三神・佐城
23	三 神	佐城・東松	杵西・藤津	東松・杵西	三 神(神埼市・ 神埼郡)	佐 城	東松・杵西	杵 西
24	佐 城	東松・杵西	藤津・三神	藤津・三神	藤 津(嬉野市)	東 松	藤津・三神	東 松
25	佐 城	東松・杵西	藤津・三神	佐城・東松	杵 西(有田町)	杵 西	佐城・東松	藤 津
26	東 松	杵西・藤津	三神・佐城	杵西・藤津	東 松 唐津市・玄海町	藤 津	杵西・藤津	三 神
27	東 松	杵西・藤津	三神・佐城	三神・佐城	佐城(多久市)	三 神	三神・佐城	佐 城
28	杵 西	藤津・三神	佐城・東松	東松・杵西	三 神(みやき町)	佐 城	東松・杵西	杵 西(有田)
29	杵 西	藤津・三神	佐城・東松	藤津・三神	藤 津(太良町)	東 松	藤津・三神	東 松(玄海)
30	藤 津(嬉野市)	三神(神埼市) 佐城(小城市)	東松(玄海町) 杵西(武雄市)	佐城(佐賀市)・ 東松(唐津市)	杵 西(武雄市)	杵 西	佐城(佐賀市) 東松(唐津市)	藤 津(太良)
31	藤 津	三神・佐城	東松・杵西	杵西・藤津	東 松	藤 津	杵西・藤津	三 神
32	三 神	佐城・東松	杵西・藤津	三神・佐城	佐 城	三 神	三神・佐城	佐 城
33	三 神	佐城・東松	杵西・藤津	東松・杵西	三 神	佐 城	東松・杵西	杵 西
34	佐 城	東松・杵西	藤津・三神	藤津・三神	藤 津	東 松	藤津・三神	東 松
35	佐 城	東松・杵西	藤津・三神	佐城・東松	杵 西	杵 西	佐城・東松	藤 津
36	東 松	杵西・藤津	三神・佐城	杵西・藤津	東 松	藤 津	杵西・藤津	三 神
37	東 松	杵西・藤津	三神・佐城	三神・佐城	佐 城	三 神	三神・佐城	佐 城
38	杵 西	藤津・三神	佐城・東松	東松・杵西	三 神	佐 城	東松・杵西	杵 西
39	杵 西	藤津・三神	佐城・東松	藤津・三神	藤 津	東 松	藤津・三神	東 松